

競争入札要領

- 1．現場説明に係る仕様書、図面等は、紙面又はデータにより閲覧すること。紙面による閲覧で、写し等が必要な場合は、仕様書等を貸し出すので財政課に申し出ること。（仕様書等を借りた場合は、必ず翌日までに返却すること）
- 2．期日までに閲覧しない場合は、入札に参加することができない場合があるので留意すること。
- 3．次の入札は無効とするので、入札に当たっては十分に留意すること。
 - （1）入札参加に必要な資格のない者が行った入札又は入札条項に違反した入札
 - （2）代理人による入札において当該入札に関する委任状の提出のない入札
 - （3）入札書に金額を明記せず又は誤字、脱字、汚染、塗抹、訂正等により必要事項を確認できないもの（金額の訂正は認めない）
 - （4）入札者が協定して行った入札又は不正行為のあった入札
 - （5）同一人が同時に金額の異なる2通以上の入札を行ったとき
- 4．入札の回数は 2回 とする。
- 5．落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税の係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額（税抜き金額）を入札書に記載すること。
- 6．落札者は、予定価格の制限内の価格で申し込みをした者のうち、最低価格の者とする。もし、同一価格の者が2名以上あったときは、抽選により落札者を決定する。この場合、予備籤により抽選順を決定し、本籤により落札者を決定する。
- 7．入札に際し、落札者以外であっても入札に関する積算内訳書の提示を求めらるので、積算内訳書は必ず持参すること。
- 8．落札者は、消費税法に規定する課税業者であるか、免税業者であるかを、契約書作成前に届け出ること。
- 9．落札者は、落札の日から7日以内に町長と県が定める標準様式で契約書を取り交わし、更に契約の日から10日以内に工事（業務）工程表、工事（業務）着手届、現場代理人届等を提出すること。

ただし、請負契約予定金額が5,000万円以上の場合は、町議会において、可決されるまでの間は仮契約となるので留意すること。
- 10．工事請負金額が500万円以上の場合、CORINSの登録を必ず行うこと。工事請負金額が2,500万円以上の場合、受注時に加え、途中変更時、竣工時においても登録すること。また、登録後は工事カルテ登録書のコピーを提出すること。
- 11．契約保証に関する事項については、別紙を参照のこと。
- 12．上記以外の事項については、七ヶ浜町財務規則によること。